

所得税の確定申告は3月15日(火)まで 確定申告は正しくお早めに!

商売や事業を営んでいる人、給与以外に収入のあるサラリーマン等にとって、所得税の確定申告は、昨年1年間の総決算です。本年の所得税の確定申告は、2月16日(水)から3月15日(火)までとなっています。間近になってあわてないように、今から必要書類・帳簿を整理しておきましょう。



■所得税の確定申告が必要な人

- 一般の人(商業、工業、医業、農業、漁業等)
 - ・事業所得(営業、農業等)
 - ・不動産所得等がある人
 - ・一時所得等他の所得がある人

平成22年中の各種所得金額の合計額が、基礎控除その他の所得控除の合計額を超える人は、確定申告する必要があります。

●給与所得者の場合

給与所得者の場合には、勤務先で年末調整により所得税の精算をすることが通常ですから、大部分の人は確定申告をする必要はありません。しかし次のような人は確定申告をしなければなりません。

- イ. 年末調整をしていない人
- ロ. 年間の給与収入が2,000万円を超える人
- ハ. 給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ニ. 給与を2カ所以上からもらっている人
(主たる給与所得以外の給与収入が20万円を超える場合)

ご注意ください!

- 生命保険契約・損害保険契約が満期となった人は、ご注意ください!

生命保険契約等に基づいて支払を受ける一時金、または、損害保険契約等に基づく満期返戻金は、その受取金から保険料掛金を差し引いた金額が一時所得の対象となります。
また、生命保険契約等に基づく年金については、雑所得の対象となります。

■次のような場合は確定申告をすれば納めた税金が還付されることもあります。

確定申告をしなくてもよい場合でも、源泉徴収された税金や予定納税した税金が納めすぎの場合は、還付申請することができます。

次にあてはまる人は、税金が納めすぎとなっている場合が多いので、よく調べて納めすぎとなった税金の払い戻しを受けるようにしてください。

- ①源泉徴収された利子・配当や原稿料等の収入が少額で、しかもその他所得もあまり多くない人
- ②雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除等を受けることのできる人
 - 雑損控除 災害・盗難等により生活資産の損失額が一定金額を超える場合(保険金等の補填金は、損失額から控除されます。)
 - 医療費控除 1年間に支払った医療費が一定金額を超える場合(生命保険・高額療養費の補填金は、医療費から控除されます。)
 - 寄附金控除 国・地方公共団体・日本赤十字社等に寄附された人(所得税は2,000円以上、住民税が5,000円以上から適用)
 - 住宅借入金等特別控除 融資を受けて居住用家屋等を新築・増改築・購入した場合、一定要件を満たせば住宅借入金等特別控除を受けることができます。
※なお、バリアフリー改修工事又は省エネ改築工事を含む増改築の場合は、融資がなくても控除を受けられる場合があります。
- ③給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった人
- ④予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった人

■所得税の確定申告に必要なもの

- ①税務署から申告書が届いた人は、その「申告書」
- ②印鑑
- ③給与・年金等がある人は、「源泉徴収票」
- ④その他、収入金額等を確認できる書類
- ⑤生命保険料控除・地震保険料控除のある人は「支払保険料の証明書」
- ⑥社会保険料控除(国民健康保険税・国民年金掛金等)のある人は、その領収書または納付(税)証明書
- ⑦その他、控除に必要な書類
- ⑧還付の場合、本人名義の預金通帳(口座番号)
- ⑨申告納税の場合、税務署に口座引落の登録のない人は、引落口座の通帳と届出印

■住民税(国民健康保険税)の申告が必要な人

- 確定申告は要しないが一定以上の所得のある人
※年末調整済の給与所得者で他の所得がない方は、申告は不要です。
※年末調整済の給与所得者で他の所得がある方は、その金額が20万円未満でも申告が必要です。

ご注意ください!

- 国民健康保険の加入者は、収入がなくても、申告が必要です。
※この申告をしないと保険税の軽減判定や高額療養費の支給判定等で不利となる場合があります。

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3111(内線132・133)

確定申告(住民税申告・国民健康保険税申告)の 受付日程をお知らせします

※申告受付は、確定申告・住民税申告等の区分けはありません。
時間帯によっては混雑が予想されますので、時間に余裕をもって来場してください。
※2月22日・28日および3月10日の午後の受付は、会場移動日となりますので、なるべくお早めにご来場ください。

受付日	8:30~12:00	13:00~16:30	会場
2月16日(水)	西友枝(1区、2区)	西友枝(3区、4区)	たいへいの里 (研修室)
17日(木)	東上(三田上り、大地原~大桐)	東上(峰、森、有田)	
18日(金)	東下(中村・下村)	東下(野間・小山田)	
21日(月)	土佐井(東・西・一ノ瀬)	土佐井(中・新谷)	唐原 コミュニティセンター
22日(火)	土佐井(下田井)	友枝地区で申告未済の方	
23日(水)	原井・有野	百留・上唐原(梶屋・薬丸)	
24日(木)	上唐原(重吉・保木ノ上・水出)	上唐原(寺小路)	
25日(金)	下唐原(川ノ上・宮本・小路・馬場)	下唐原(上野地・下野地)	
28日(月)	下唐原(小池・その他の下唐原地区)	唐原地区で申告未済の方	
3月1日(火)	矢方	緒方	げんきの杜 (研修室)
2日(水)	成恒下	成恒上	
3日(木)	安雲西	安雲東	
4日(金)	尻高下ノ上、下ノ下	尻高上・中	
7日(月)	大ノ瀬	ハツ並	
8日(火)	中村	吉岡	
9日(水)	松本	西区	上毛町役場 (2階 大会議室)
10日(木)	東区	げんきの社会場対象地区の方で申告未済の方	
11日(金)	宇野垂水	垂水上区	
14日(月)	垂水中区	垂水下区	
15日(火)	申告未済の方(全地区対象)	申告未済の方(全地区対象)	

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL72-3111(内線132・133)

行橋税務署からのお知らせ

☆確定申告と納税は正しくお早めに

- 申告書は自分で作成してお早めに!
- 所得税の申告と納税
.....2月16日(水)から3月15日(火)まで
(※還付を受けるための申告は、1月から受け付けています)
- 個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告と納税
.....1月4日(火)から3月31日(木)まで
(注)平成22年分の課税売上高が1,000万円以下の場合でも、平成20年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者の方は、平成22年分の消費税の申告を行う必要があります。
- 贈与税の申告と納税
.....2月1日(火)から3月15日(火)まで

●問い合わせ先 行橋税務署 TEL 0930-23-0580

☆納税は口座振替で、還付金の受取りは口座振込みで!

期限内に申告と納税をお済ませください。
期限を過ぎますと加算税、延滞税がかかる場合があります。
なお、納税や還付金の受取りには安全で便利な口座振替又は口座振込みをご利用ください。
(注)初めて口座振替により納税をされる方は、「振替依頼書」の提出が必要です。

- 振替納税をご利用の方の振替納付日は次のとおりです。
- 所得税4月22日(金)
- 消費税及び地方消費税4月27日(水)

平成22年度 上毛町社会福祉大会

テーマ 「福祉の心づくり 福祉の風土づくり 福祉の町づくり」

平成23年 3月6日

受付13時～ 開会13時30分

場所 上毛町「げんきの杜」多目的ホール

上毛町大字八ツ並 143-1

13:00	受付
13:30	開会 式典(表彰)
14:10	映画「おとうと」上映
16:00	閉会

参加無料
どなたでも
参加できます

主催 / 社会福祉法人 上毛町社会福祉協議会・上毛町ボランティア連絡協議会
●問い合わせ先 上毛町社会福祉協議会 TEL 72-2900



燃えるごみ用の指定袋に『ミニ』ができました!

燃えるごみ用の指定袋「大」、「小」に加え、「ミニ」ができました。3月1日より町内の指定袋取扱店及び自治会等の団体で販売します。

指定袋の種類

種類	販売価格	容量
可燃ごみ(大)	400円(20枚)	約38L
可燃ごみ(小)	260円(20枚)	約28L
可燃ごみ(ミニ)	200円(20枚)	約12L
カン	300円(10枚)	約30L
ビン	300円(10枚)	約30L
ペットボトル	200円(10枚)	約38L

燃えるごみ用の指定袋の色を統一します。

今回、燃えるごみ用の指定袋が3種類になったことに伴い、燃えるごみ用の指定袋の色を全て『青』に統一します。

※ご家庭や販売店等に残っている赤色(可燃ごみ(大))の指定袋も従来どおり、ごみ出しに使用できますので、大切に使いきってください。

ごみには必ず「地区・氏名」を記入し、正しく分別して出しましょう!

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)

特定(産業別)最低賃金改定のお知らせ

福岡県特定(産業別)最低賃金が次のとおり改定されました。

※いずれにも該当しない産業は、福岡県最低賃金(1時間692円)が適用されます。

最低賃金名	1時間	効力発生日
福岡県製鉄業・製鋼・製鋼圧延業・鋼材製造業最低賃金	824円	平成22年12月10日
福岡県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	782円	
福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金	805円	
福岡県百貨店・総合スーパー最低賃金(※1)	755円	
福岡県自動車(新車)小売業最低賃金	797円	
福岡県各種商品小売業最低賃金(※1)	710円	平成14年12月10日(※2)

※1 衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業者で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人以上のものを百貨店・総合スーパー、従業者が常時50人未満のものを各種商品小売業といいます。

※2 各種商品小売業の最低賃金は、平成15～21年の間、金額が改定されていません。

●問い合わせ先 福岡労働局労働基準部賃金課 TEL 092-411-4578

献血にご協力を!

次のとおり献血を実施しますので、みなさんのご協力をお待ちしています。

月日	場所	時間
3月11日(金)	上毛町役場	10:00~12:00
		13:00~15:30

※献血手帳・献血カードをお持ちの方は、当日ご持参ください。

腎臓病講演会開催のご案内

日本における腎臓病患者は年々増加しています。腎臓病についての理解を深め、予防と改善に役立てていただくため、腎臓病講演会を次のとおり開催します。お気軽にご参加ください。

- 日時 2月26日(土)14:00~16:00
- 場所 げんきの杜 視聴覚室(入場無料)
- 講師 腎臓内科専門医(あないクリニック院長) 穴井 博史 氏
- 申し込み方法 2月23日(水)までに電話等でお申し込みください。
- 申し込み・問い合わせ先 健康福祉課 健康増進係 TEL 72-3111(内線162)

ご存知ですか? 地域包括支援センター

豊築支部地域包括支援センターは豊前市の八屋に設置されています。豊前市・吉富町・上毛町・築上町にお住まいの高齢の皆さんが、いつまでも住み慣れた地域で生活できるように支援することを目的として設けられました。

主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士が中心となり、高齢のみなさんの総合的な相談、介護予防、虐待防止、権利擁護などを行っています。介護や福祉でお困りの方は、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。出前講座もいたします。

- 受付時間 月～金曜日(祝・休日を除く) 8:30~17:00
- 問い合わせ先 福岡県介護保険広域連合 豊築支部地域包括支援センター 豊前市大字八屋1702-5 TEL 84-0120 ホームページアドレス 福岡県介護保険広域連合 <http://www.fukuoka-kaigo.jp/> (トップページ>組織のご紹介>地域包括支援センター)

IHクッキングヒーター料理体験会のご案内

IHクッキングヒーターを使用した簡単な料理の実演会です。IHをお使いの方、初めての方もお気軽にご参加ください。

- 日時 2月18日(金) 10:30~13:00
- 場所 たいへいの里(調理室) ■定員 6名
- 参加費 無料(エプロンのみご持参してください)
- 締め切り 2月16日(水) 17:00
- 申し込み・問い合わせ先 九州電力(株)行橋営業所 住宅電化担当 田中 TEL 0120-986-103

後期高齢者 健康診査受診のお願い

福岡県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした健康診査を実施しています。対象者には、平成23年3月末まで受診できる「受診票」を郵送しています。自己負担額は500円です。

平成22年4月以降から現在に至るまで、**受診対象となる方で、まだ受診していない方は**、健康保険証と「受診票」を持って、指定医療機関等でお早めに受診をお願いします。指定医療機関は、受診票に同封した一覧表に記載しています。

受診票をなくした方には再発行しますのでお問い合わせください。

●問い合わせ先 福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター TEL 092-651-3111

福岡県母子家庭等就業・自立支援センターからのお知らせ

母子家庭のお母さんの就労支援について

母子家庭のお母さん(児童扶養手当受給者)を対象に、ハローワークと連携して就労の支援を実施しています。支援を希望される方はご連絡ください。

なお、面談は対象者が居住する町村役場で実施いたします。

養育費の電話相談について

母子家庭のお母さん、または、離婚協議中の方を対象に、養育費の電話相談を実施しています。相談を希望される方はご連絡ください。

なお、受付時間は9:00~16:00です。

●問い合わせ先 福岡県母子家庭等就業・自立支援センター(飯塚ランチ) TEL 0948-21-0390

国民年金保険料の納付は「口座振替」が便利でお得です!

- 安心** 自動引落しで納め忘れの心配がありません。
- 便利** 金融機関等に行く手間と時間が省けます。
- 簡単** 1度の手続でOK! 手数料もかかりません。
- お得** 早割・前納を利用して最大3,800円の割引!

例) 当月末の口座振替【早割】 保険料を当月末の口座振替【早割】にすると月々50円(年間600円)のお得!

- 1年度分または6ヶ月分の口座振替による前納は **もっとお得**(最大3,800円の割引)です!
- 来年度の1年度分及び上期6ヶ月分(4月~9月分)前納の申込みは2月末までです。

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)